

# 税金 Q & A

三輪厚二税理士事務所(大阪・大阪市)の協力により、  
税務FAXニュース「リーダスクラブ」より掲載。  
資料請求・お問合わせ先 TEL 06(6209)8393  
http://www.zeirishi-miwa.co.jp/

**Q** 昨年の税制改正では、役員給与の改定について改正があったと聞きました。どのようなことになりましたか？

**A** 次のようになりました。

役員給与の取扱いは、平成18年度で大きく改正され、定時同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与についての損益連動給与が認められることとなりましたが、昨年度の改正では、定時同額給与および事前確定届出給与の事業年度中の改定について見直しが行われました。

② 役員職制上の地位の変更、職務内容の重大な変更のほかこれらに類するやむを得ない事情により改定(臨時改定)  
③ 経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により改定(減額改定に限る)  
「事前確定届出給与の改定」  
事前確定届出給与については、届出期限が、株主総会、社員総会またはこれらに準ずるものにより役員職務の定めを決議した日から1月を経過した日までとされ、定時同額給与と同様、臨時改定、業績悪化による改定が認められることとなりました。

**Q** 夫が亡くなり、夫が生前に加入していた外国の保険会社から生命保険金を受け取りました。相続税の対象になりますか？

**A** みなし相続財産となり、相続税の対象となります。

被相続人が、自分自身を被保険者とする生命保険契約に加入し、保険料を払っていた生命保険の死亡保険金を相続人が受け取った場合は、税務上、その保険金はみなし相続財産として相続税の課税対象となることとされています。ただし、この場合には、保険金のうち「500万円×法定相続人の数」が非課税として取り扱われます。

ところで、この生命保険金の対象となる保険契約は、これまで、保険業法に定める保険業免許を受けた保険会社および外国保険業免許を受けた保険会社そのほか一定の契約とされており、海外で契約した外国の保険会社から受け取った生命保険金は、相続税の対象とされず、一時所得として(受け取った保険金1支払った保険料150万円)×1



**Q** 当社には、親会社から出向してきた役員がいます。この役員に対する給与負担金の取扱いはどうなりますか？

**A** 一定の要件に該当する場合は、出向先法人の役員給与として取り扱われます。

役員の出向は、関係会社間などでよく行われますが、この場合に出向先法人から支出される給与負担金は、次のいずれにも該当する場合には給与として取り扱われることとなります。

① その役員にかかる給与負担金につき、その役員に対する給与として出向先法人の株主総会またはこれらに準ずるもの決議がされていること  
② 出向契約などにおいて、その出向者にかかる出向期間および給与負担金の額があらかじめ定められていること  
したがって、これらの要件を満たしている場合には、役員給与の損益計算上は、出向先法人の納税地の所轄税務署長に届出を行うこととされています。

として、また、一定の手続きを経たものについては事前確定届出給与として損益計算上認められることとなります。なお、事前確定届出給与の適用を受ける場合には、出向元の税務署長ではなく、出向先法人の納税地の所轄税務署長に届出を行うこととされています。



**Q** 配当優先株式の評価はどのように評価するのですか？

**A** 類似業種比準方式または純資産価額方式に準じて評価します。

国税庁は昨年、配当優先株式の評価方法を明らかにしました。それにより、配当に優遇される株式を発行している会社の株式を評価する場合には、原則として、普通株式と同様に類似業種比準方式または純資産価額方式に準じて評価しますが、類似業種比準方式を算定する場合の1株当たりの年配当金額については、配当優先株式の配当を基準として計算することとされました。

計算  
発行済株式総数 6万株  
(内配当優先株式 2万株)  
年配当金額  
・直前期  
配当優先株式 100万円  
普通株式 180万円  
・直前々期  
配当優先株式 100万円  
普通株式 180万円  
① 配当優先株式の1株当たりの年配当金額  
(100万円+100万円) ÷ 2 ÷ 2万株 = 50円  
② 普通株式の1株当たりの年配当金額  
(180万円+180万円) ÷ 2 ÷ (6万株-2万株) = 45円